



稲沢市南東上空写真

稲沢市の特色

稲沢市は、名古屋市の北西、濃尾平野のほぼ中央に位置しています。名古屋駅から中心市街地まで鉄道で約10分という交通至便な街として注目を集めています。高規格道路ネットワークにも恵まれ、工業団地開発や幹線道路整備が進み、情報通信機械、輸送機械及びプラスチック等関連産業が集積しており、製造品出荷額等は西尾張地域で最も高く盛んです。



稲沢市長 加藤 錠司郎

企業に対する支援策も手厚い稲沢市を新たな事業展開の地として、ぜひご検討ください。

■稲沢市企業立地促進条例

(1)立地促進奨励金

- ア 指定区域内(※1)において、製造業に係る事業所及びそれに関連する研究開発施設並びに物資の流通の効率化に関する法律第4条第1号に規定する流通業務に係る事業所のいずれかを新設すること
 - イ 固定資産取得費用(土地に係る部分は除く。)が5億円以上(中小企業者は1億円以上)であること
 - ウ 土地の取得日等から3年以内に操業を開始すること
- ※1 都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域
都市計画法第7条に規定する市街化調整区域のうち同法、農業振興地域の整備に関する法律その他関係法令に基づいた所管官庁の許可等を得た地域

(2)雇用促進奨励金

- ア (1)の奨励金の交付を受ける企業であること
- イ 新規常用従業員(※2)を操業日後1年以上継続して雇用していること
- ※2 常用従業員のうち、新設の事業所に係る土地の取得日又は賃貸借契約日から当該事業所の操業を開始する日までに当該事業所に新たに雇用されたもの(雇用された日から継続して市内に住所を有する者に限る。)

<対象経費>

- (1)新設の事業所の操業日後に当該事業所に係る固定資産税を最初に課することになった年度から3年間における各年度の固定資産税(家屋及び償却資産に課するものをいう。)及び都市計画税に相当する額各年度1.5億円限度
- (2)新規常用従業員1人につき30万円(上限年額1,500万円、最大2年間交付)

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.inazawa.aichi.jp/0000000870.html>

■稲沢市中小企業設備投資促進補助金

市内に事業所を有する中小企業者の方で、新たに事業の目的で取得した事業用家屋(建物)および償却資産の費用の一部を支援します。

<補助対象>

- ・事業の目的で取得した家屋(建物)・償却資産で、固定資産税が新たに課税されるもの。
- ・家屋(建物)は「固定資産税課税標準額」、償却資産は「取得価額」が1点あたり100万円以上であること。
- ・自己の事業用に供されるものであること。
- ※アパート・社宅等の居住施設、またはリース・賃貸等により第三者への居住・使用提供を目的とする物は対象外。

<補助金額>

- ・家屋(建物) 課税標準額の1%
 - ・償却資産 取得価額の1%
- (補助上限額50万円)。

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.inazawa.aichi.jp/0000005299.html>

■稲沢市21世紀高度先端産業立地補助金

(1)高度先端産業立地補助金

市内に高度先端産業に係る工場の新設又は増設を行う中小企業者の方で、固定資産取得費用(土地に係る部分は除く)の合計額が2億円以上で、かつ、常用雇用者が5人増加する場合
愛知県21世紀高度先端産業立地補助金に採択されること

(2)雇用促進補助金

(1)の補助金の交付を受ける中小企業者の方で、新規常用雇用者を操業後1年以上継続して雇用していること

<対象経費>

- (1)固定資産取得費用の10(みなし大企業は8)%に相当する額限度額10億円
- (2)新規常用雇用者1人につき30万円(上限年額1,500万円、最大2年間交付)

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.inazawa.aichi.jp/0000000866.html>

■稲沢市内企業再投資促進補助金

工場等(注)の新増設をする中小企業者等で、次の要件のいずれにも該当するもの

ア 20年以上、工場等が市内に立地し、かつ50(中小企業者及び中堅企業者は25)人以上常用雇用者を有し、原則として、補助金交付期間中、50(中小企業者及び中堅企業者は25)人以上の常用雇用者数を維持すること

イ 当該工場等の新増設に伴う固定資産取得費用(土地に係る部分は除く)の合計額が25(中小企業者及び中堅企業者は1)億円以上であること

ウ 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されること

(注)工場(電子計算機に係るプログラムの作成を行う事業にあつては、事業場)及び研究所のうち、次に該当する分野をいう。

- ・次世代自動車関連分野(自動車関連を含む。)、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、ロボット関連分野、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種

<対象経費>

固定資産取得費用の4(中小企業者は10、中堅企業者は5、ただしみなし大企業に該当する場合は、それぞれ8、4)%に相当する額限度額5(中小企業者は10、中堅企業者は5)億円

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.inazawa.aichi.jp/0000000875.html>



©稲沢市 いなっぴー